

令和6年8月30日
九州運輸局

自動車検査証の有効期間を延長します（再延長） ～令和6年8月の台風10号の接近を受けて～

令和6年8月の台風10号の接近に伴い、軽自動車検査協会福岡主管事務所（福岡県福岡市東区みなと香椎4丁目3-37）は、利用する皆様方の安全に配慮し8月29日午後から8月30日午前において閉庁となりました。

このことから、当該事務所が所管している地域^{*}に使用の本拠の位置を有する自動車（検査対象軽自動車に限る）のうち、自動車検査証の有効期間が令和6年8月29日から同年9月1日の自動車について、令和6年9月2日まで自動車検査証の有効期間を延長します。

※【対象地域】

福岡県のうち、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、那珂川市、福津市、宗像市、糸島市、古賀市、糟屋郡

1. 軽自動車検査協会福岡主管事務所の閉庁により、対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車（検査対象軽自動車に限る）は、継続検査を受けることが困難であり、自動車検査証の有効期間が切れ、使用に支障が生じるおそれがあります。したがって、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を延長することとし、本日公示したのでお知らせします。
 - 対象となる自動車（検査対象軽自動車に限る）
対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車（検査対象軽自動車に限る）のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和6年8月29日から同年9月1日のもの
 - 延長後の有効期間満了日
自動車検査証の有効期間を満了する日を、令和6年9月2日まで延長
 - 継続検査の手続き
対象となる自動車については、令和6年9月2日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。
なお、有効期間の延長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。
 - 自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）
継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、車検が延長される期間の範囲内で継続契約の手続きが猶予できる場合があります。
詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。
2. なお、今後の状況に応じ、有効期間の再延長及び対象地域の拡大等を検討してまいります。

(参考1) 参照条文

道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）（抜粋）

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考2) 福岡運輸支局長の公示

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車（検査対象軽自動車に限る）であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和6年8月29日から同年9月1日のものは、令和6年9月2日をもって満了するものとする。

記

福岡県のうち、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、
那珂川市、福津市、宗像市、糸島市、古賀市、糟屋郡

令和6年8月30日

九州運輸局 福岡運輸支局長